

指定給水装置工事事業者指定の更新について

【更新申請に必要な書類】

- ① チェックリスト
- ② 指定申請書一式（別添）
 - ・様式第1（第18条関係）更新申請書
 - ・別表（第18条関係）機械器具調書
 - ・様式第2（第18条及び第34条関係）誓約書
- ③ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ④ 事務所の所在地図（住宅地図で可）
- ⑤ 定款（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ コピー可
原本証明必須
- ⑥ 登記簿謄本（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原本
- ⑦ 住民票又は外国人登録証明書（個人の場合）・・・・・・・・・・ 原本
- ⑧ 機械器具調書に記載した器具の写真（A4用紙）・・・・・・ カラーコピー可
- ⑨ 太子町水道事業指定給水装置工事事業者証（返納）・・・・・ 原本
- ⑩ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

【提出部数】

上記必要書類 各一部

【更新手数料】

20,000 円

〒671-1592 揖保郡太子町鵜280-1

太子町経済建設部上下水道事業所

TEL：079-277-3241

指定給水装置工事事業者更新申請書類チェックリスト

申請書と合わせて提出してください。

申請者	業者名または氏名	
	電話番号	
	申請担当者	

チェック✓を記入し、提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。

■申請手続きに必要な書類

No.	申請手続きに必要な書類	個人	法人	確認
1	(指定・更新) 申請書類チェックリスト (この用紙)	○	○	
2-1	指定給水装置工事事業者 指定申請書 【様式第1】	○	○	
2-2	機械器具調書 ※備考欄に写真番号を記載すること 【別表】	○	○	
2-3	誓約書 【様式第2】	○	○	
3	給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○	
4	事業所の所在地図 (住宅地図で可)	○	○	
5	「定款」の写し (原本証明をした直近のもの) ※必ず原本証明をしたものを提出	—	○	
6	「登記事項証明書」 (発行日から3か月以内のもの) ※コピー不可、原本のみ	—	○	
7	住民票または外国人登録証明書 (コピー不可) ※発行日から3か月以内のもので個人番号の記載がないもの	○	—	
8	機械器具写真帳 ※調書の番号順に名称を記載すること	○	○	
9	太子町水道事業指定給水装置工事事業者証 (返納) ※原本を返納すること	○	○	
10	更新時確認事項 ※必要に応じて、確認事項に記載されている書類を添付すること	○	○	
11	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書 【様式第3】 ※更新時に変更がある場合のみ提出	○	○	

様式第1 (第18条関係)

(表面)

指定給水装置工事事業者更新申請書

兵庫県太子町長 様

令和 年 月 日

申請者住所

氏名・名称

代表者氏名

(TEL _____)

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を、同法第25条の3の2第1項の規定に基づき次のとおり更新します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式 . 性 能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 写 真

写真①()	写真⑤()
写真②()	写真⑥()
写真③()	写真⑦()
写真④()	写真⑧()

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

住 所

氏名・名称

代表者氏名

兵庫県太子町長 様

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書

兵庫県太子町長 様

令和 年 月 日

届 出 者 住 所

氏名・名称

代表者氏名

（TEL ）

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任・解任
の届出をします。

給水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事 主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

令和 年 月 日

申請者住所

氏名・名称

代表者氏名

(TEL)

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5 年以内）

受講年月日（受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。）（公表： 可 不可）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容
休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。） （公表： 可 不可）
休業日： 営業日： 修繕対応時間：
漏水修繕対応の可否 （公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。） 屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 改造 ）
その他 （公表： 可 不可 ）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
※ 業務内容に変更が生じた場合、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25 条の8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有して いるか (○×を記入)	保有している 資格等※	工事 年度
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）				
可 不可				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法（昭和44 年法律第64 号）第44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。